

<p>公開講演会</p> <p>欧州新時代におけるイスラームとの対話</p> <p>—ドイツから何を学ぶか—</p>	
日 時	2004年7月17日(土) 午後1時～3時
会 場	同志社大学 今出川キャンパス 神学館礼拝堂
講 師	小原克博(同志社大学大学院神学研究科教授)
コメント	クラウス・シュペネマン(日本キリスト教アカデミー理事長・同志社大学文学部教授)
司 会	小久保 正(日本キリスト教アカデミー理事・中部大学総合工学研究所教授)
主 催	一神教学際研究センター
共 催	日本キリスト教アカデミー ドイツ連邦共和国総領事館
<p>講演の概要</p> <p>この講演会で講師を務めた小原克博氏は、ドイツ連邦共和国総領事館を通じて、同国外務省が主催する「イスラームとの対話」プログラムに招待された(2004年4月)。</p> <p>かつてキリスト教文化圏と呼ばれたヨーロッパの各地に、多数のムスリムが住み、宗教多元的な状況が今日のヨーロッパの日常風景となりつつある。この講演会では、ヨーロッパの宗教政策の全体像を知るために、イギリス・フランス・ドイツの事例をとりあげつつ、その中でも特にドイツに焦点をあて、様々な具体的取り組みについて小原氏から最新の報告がなされた。</p>	
<p>プログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> 挨拶: ラインハルト・ルートヴィヒ(ドイツ連邦共和国総領事館 副総領事) 講演: 小原克博 「欧州新時代におけるイスラームとの対話—ドイツから何を学ぶか—」 休憩 コメント: クラウス・シュペネマン 質疑応答 	

欧州新時代におけるイスラームとの対話 —ドイツから何を学ぶか—

同志社大学大学院神学研究科教授
小原 克博



I. はじめに

「欧州新時代におけるイスラームとの対話—ドイツから何を学ぶか」と題して話をさせていただきます。本日はドイツに焦点を置きたいのですが、現在のドイツの様子を的確に理解するためにはEUの状況を知る必要があります。EUの全体像や最新の情報を踏まえながら、その中で私たちが何を課題として学ぶことができるかを考えてみたいと思います。

今日、私が話したいことの概要を最初に示したいと思います。まず私とドイツのかかわりを話し、二番目にEUの拡大について話します。EUにどのような変化があったかを歴史的に振り返ってみたいと思います。三番目に、文化の核である宗教の違いが、どのような問題をヨーロッパにおいて引き起しているかについて話します。ヨーロッパのすべてを見ることはできませんので、現在のヨーロッパの多様性を知る上で興味深いと思われるフランス、イギリス、スペインの例を取り上げ、それらとの比較の中でドイツのことを考えてみたいと思います。そして四番目に、ドイツにおけるイスラームとの対話の現状、ドイツの取り組みについて、さらに細かく見ていきます。最後に、ドイツ、EUの状況と日本を照らしあわせながら、私たちが考えるべきポイントは何かを問題提起したいと考えています。

私は今年4月17日から27日にかけて、ドイツを訪れることができました。ドイツ総領事館から「イスラーム世界との対話」というドイツ視察プログラムに参加しないか、というお声がかかりました。この視

察プログラムはドイツ外務省が主催していたのですが、なぜドイツ外務省は外国人を招待して、ドイツにおけるイスラームとの対話の状況を見せたいと考えたのでしょうか。この問題は現在進行中であるとはいえ、ドイツには他国に先駆けてイスラームとかかわってきた経緯や実績があります。

このプログラムの参加メンバー7名はドイツで合流して、ベルリン、ボン、ケルン、ハノーファー、ハンブルクを訪ねました。日本からは私が行きましたが、他のメンバーは、中央アジアのキルギスタン、インド、トルコ、キプロス、ガーナ、アラブ首長国連邦、イスラエルといった国から来ていました。過半数がジャーナリストで、その他には、大学教授や裁判官もいました。口のたつ人ばかりで、このメンバーでの議論も私にとっては刺激的でした。ドイツ外務省がこのような人たちを集めてドイツを見せるということは、ドイツが向き合っている現状を知ってもらい、広く伝えてほしいという意図があることがわかります。

さて今回のEU拡大を考える前に振り返っておかなければならない出来事があります。1989年のベルリンの壁の崩壊です。その翌年には東西ドイツが統一するという歴史的な出来事がありました。壁の崩壊以前は、まさにベルリンの壁を隔てて、東ドイツと西ドイツが分断されていただけでなく、東の世界と西の世界が分断されていました。つまり、ソ連を中心とする東側世界とアメリカを中心とする西側世界が激しく対立していたことを、ベルリンの壁は物語っていました。したがって、ベルリン

の壁の崩壊は、ドイツの統一をもたらしただけでなく、分断していた東西ヨーロッパを統合する象徴的な出来事であったと言うことができます。

私は1989年から92年にかけて、ドイツに留学していました。その頃、テレビを見てみると、東ドイツから次々に亡命者が出てきて、東欧全体が急激に変化しているのをリアルタイムに感じることができました。そして、あっという間に、1989年ベルリンの壁の崩壊という事態に至りました。この歴史的な事件を見るために、車でベルリンまで行きました。ベルリンの壁は、大勢の人の命を奪ってきた壁であったわけですが、それを他の人々と共に壊し、時代の変化を体で感じ取ることができました。米ソが対立していた時代には、どちらかが核兵器の発射ボタンを押せば、核による相互破壊が地球全体を「核の冬」にして、人類が減んでしまうという危機感がありました。それは、一人ひとりの人間が考えてもどうしようもない世界の現実であって、どこか諦めざるを得ないような雰囲気がありました。ところが、崩れると思わなかったベルリンの壁が自分の目の前で崩れ、東西の仕組みがどんどん変わっていくのを肌で感じる事ができ、「世界は変わり得るのだ」ということを、私は幸いにも経験することができたのです。

もちろん1990年に東西ドイツが統一して今に至るまで、すべてが順調に進んでいるわけではありません。私は1992年までドイツにいましたが、統一した直後は皆統一を喜んでいました。ところがその後、だんだん現実が見えてきます。その一つに東と西の経済格差の問題があります。それに関連して、失業率の上昇や、トルコ移民の問題なども頻りに論じられてきました。外国人労働者(Gastarbeiter)が増加した結果、失業者が増えたと感じていた人は多かったと思います。私も、その頃、外国人として罵られるという経験もしました。マイنتツの町の中を自転車で走っていて、信号で止まっていたとき、酔っぱらいのおじさんに

“Ausländer heraus!” (外国人は出て行け)と言われ、空になったビール缶を投げつけられるということがありました。今から振り返ると15年も昔の話ですが、この間、ドイツもヨーロッパも大きく変わってきたと思います。

2004年5月1日、EUが拡大し、加盟国は15か国から25か国に増えました。これは、ベルリンの壁の崩壊によって「象徴的」に一つとなった東西ヨーロッパが「実質的」に一つとなった出来事であると言うことができます。その意味で「欧州新時代の到来」と言って間違いではないと思います。そのような新しいヨーロッパの姿を見据えて、私たちは何を考えるべきなのでしょう。昨年、「古いヨーロッパ」「新しいヨーロッパ」という言葉を使ったアメリカの政治家がいました。ラムズフェルド国防長官です。彼がイラク戦争開始に際して「ドイツはどうするのだ、フランスはどうするのだ」と恫喝しました。結局、ドイツ、フランスはイラク戦争に反対したので、「やつらは古いヨーロッパだ」とラムズフェルド国防長官は語ったのです。「アメリカに理解がある国こそ新しいヨーロッパだ」とアメリカを基準にして古いヨーロッパと新しいヨーロッパとに分けようとしたわけです。しかし、2004年5月1日、ラムズフェルド国防長官の分類とは明らかに異なる形で、新しいヨーロッパが古いヨーロッパの中から生まれ出てきたのです。

II. EU拡大をめぐる状況

EUはEEC(欧州経済共同体)、EAEC(欧州原子力共同体)が前身となっています。フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの6か国が1957年に協定を結び、エネルギーの問題や経済の問題と一緒に取り組んでいこうとしたのが、そもそもの出発点です。今回の拡大を含めると、EUは合計5回の拡大を繰り返してきています。1957年、6か国でスタートし、1973年、デンマーク、アイルランド・英国の3か国を加えて9か国に

なります。1981年、ギリシャを加えて10か国になり、1986年、スペイン、ポルトガルの2か国を加えて12か国になります。1995年、さらにオーストリア、フィンランド、スウェーデンの3か国を加えて15か国になります。そして2004年5月1日、一気に10か国を加えて全部で25か国のEUが誕生しました。新たに加盟した10か国のほとんどは東欧の国々です。キプロスとマルタの二つは地中海の国で、残りの八つの東欧の国、すなわち、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアは、かつて共産圏にありました。冷戦時代に西側諸国と敵対している国々が今回一緒になったのです。今回の拡大の結果、EU市民は全体で4億5千万人となりました。人口的にはアメリカより大きな、巨大な共同体が誕生したことになります。

EUの拡大と合わせて、EUの外交能力や全体の統合性をさらに高めてくために、EU憲法の制定が模索されてきました。国の数が多くなればなるほど一つの結論を出すのに、多くの時間とエネルギーが必要とされるのは当然です。たとえば、選挙でEU市民が民意を反映させるために、どのような仕組みが望ましいのかについて議論が重ねられてきました。

EUのアイデンティティに関わるような議論もありました。EU憲法の前文に、EUはキリスト教国家の共同体であるということを明記すべきだ、と強く主張した国々がありました。主にカトリックの国々ですが、イタリア、スペイン、ポーランドなどが、そのことを主張し続けてきました。最後の最後まで各国の綱引きがありましたが、最終的に、EU憲法前文には「クリスチャン」とか「クリスチャニティ」という言葉は盛り込まれませんでした。代わりに「EUは文化的、宗教的、人道主義的な遺産(cultural, religious and humanist inheritance)からインスピレーションを受けて」という表現が採用されました。religious とするか、あるいはChristianや

Christianityとするかは一見どうでもいいように感じるかもしれません。確かに、かつてはヨーロッパにおいてreligionとはChristianityのことであり、両者を区別する必要はありませんでした。ところが今はそうではありません。Religionという言葉はキリスト教以外の様々な宗教を含んでおり、そのような宗教多元的状况が今日のEUを特徴づけているからです。

最終的にreligious という言葉に落ちついた背景には、現在のヨーロッパの宗教多元的状况があるだけでなく、将来のトルコの加盟問題があります。ヨーロッパの歴史がキリスト教と深い関わり合いを持っていることは言うまでもありません。しかし、EU憲法で「EUはキリスト教の共同体だ」と書いてしまうと、EUの中にいるイスラーム教徒、ヒンズー教徒、シーク教徒、仏教徒はどういう形でEU市民としてコミットしていけるのか、という問題が一方で出てきます。他方、これから具体的に始まろうとしているトルコ加盟をめぐる議論の中で、EUはクリスチャン・グループだという前提に立てば、イスラーム色の強いトルコは自ずと締め出されることとなります。したがって、こうした将来の可能性の芽を摘まないためにも、religious という言葉を用いたと言えます。EU憲法が制定されたのは6月18日のことです。

私は今年の4月、ドイツに行ったとき、トルコの加盟問題に関して、様々な人に尋ねました。「あなたは、トルコはEUに加盟すると思いますか、加盟するとすればどれくらいの年数がかかると思いますか」と。知識人の多くはトルコの加盟に対して前向きです。「トルコがEUに加わることによってEUの意義がさらに増してくる」という答えをしばしば聞きました。しかしほとんどの人が「5年くらいではとても片が付かない。少なくとも10年は見ておく必要がある」と言います。現実的にはそれくらいの月日がかかるようすし、トルコもそれを十分に覚悟しています。10年かかろうが、15年かかろうが、最

最終的にEUに加えてもらえるなら、それでいいから、議論を始めてほしい、というのが今のトルコの基本姿勢です。

トルコがEUに加盟するためには経済的な格差をある程度是正する必要がありますが、トルコの加盟がEUの外交政策に与えるポジティブな変化を期待する人たちが少なからずいます。トルコは世俗国家であり、国家とイスラームを区別していますが、実質的にはイスラームの国です。イスラームの国がEUに加盟することによって、EU全体が西欧文明とイスラーム文明の橋渡しをすることができる、という考え方があるわけです。こうした議論が今後どのように展開していくかはわかりませんが、トルコ加盟の問題は、年内にも具体的な道筋が示されることになっています。

Ⅲ. EUにおける宗教政策の多様性

EUがどのような宗教政策を持っているかについて、全体のイメージの説明と共に、フランス、イギリス、スペインの例を取り上げたいと思います。欧州委員会(European Commission)には、政策提言グループ(Group of Policy Advisers)が六つあります。経済社会問題のグループ(Economic and Social Questions)、科学・技術・社会を扱うグループ(Science and Technology and Society)、機構問題を扱うグループ(Institutional Affairs)、外交問題のグループ(Foreign Affairs)、対外的なすべての関係を扱うグループ(External Relations)。そして面白いことに、宗教・教会・人道主義との対話のためのグループ(Dialogue with Religions, Churches and Humanisms)があります。このグループがEUの宗教政策の一端を担っているわけです。私の推測ですが、9・11やイラク戦争がなければ、そしてEUの内部におけるイスラームの問題が強く意識されることがなければ、このようなグループは必要とされなかったかもしれません。日本でEUが話題にされるときには、

ビジネスチャンスの拡大といった点を中心ですが、EU内部における文化的葛藤の問題が9・11以降、大きくなっていることに注意を払う必要があります。宗教を扱うグループは、欧州委員会の中で大きな意義を持っていると言えます。実際、このグループは年間を通じてかなりたくさんのワーキンググループを行っており、活動の活発さをうかがうことができます。

次にEU全体の宗教的な特徴を概観してみましょう。ヨーロッパに行けば立派な教会をあちこちで見ることができ、美術館では多くの宗教画を見ることができます。ヨーロッパの文化や歴史とキリスト教を切り離して考えることはできません。ところがその一方で、宗教としてのキリスト教の影響力は低下しており、ヨーロッパを「世俗社会」と呼ぶことができます。それぞれの国家が政教分離の原則のもとに自らを世俗国家として位置づけていることにおいても、それは明らかです。この点はアメリカと比べると対照的です。アメリカは戦後においても、礼拝の出席率が40%前後で一定しており、宗教的な国であり続けているのに対し、ヨーロッパでは礼拝に毎週出かけるクリスチャンはきわめて少数です。

「世俗化」という言葉は、ヨーロッパの特徴を知る上で重要なキーワードです。もともと世俗化とは、カトリックの所有する広大な土地、教会領が、宗教改革以降、封建領主らの土地へと移管され、世俗のものとなっていくプロセスのことを指していました。それが、より一般的な意味を帯びて、土地に限らず、社会における教会の影響力が相対的に低下していくことを世俗化と呼ぶようになったのです。世俗化についてはいろいろな説明や理論があるのですが、伝統的には、社会の世俗化は不可逆な現象であって、時代がたつにつれ、宗教は社会の片隅に追いやられていくという理解がなされてきました。

ところが、1979年にはイラン・イスラーム革命が起こり、それ以降の世界の変化を見てみると、世

界は一方的に世俗化していくのではなく、むしろ各地域において宗教復興現象が起こっていることがわかります。しかも、そうした宗教復興現象はイスラーム世界だけでなく、キリスト教世界や他の宗教においても見られます。つまり、1980年代以降の世界には、従来の世俗化論が簡単には当てはまらなくなってきたのです。確かに世俗化は世界の各地で進んでいますが、同時に宗教復興現象が、世俗化に対する一種の反動のように、様々な地域で起こっているのです。このような別方向を向いた二つのベクトルを現代世界は内包していると考えるのが、現実に即していると言えるでしょう。

ヨーロッパ社会は宗教的に多元化しています。特にイスラームの存在感が社会の中で増していく中で、ヨーロッパのアイデンティティの核は何なのかが、問われるようになってきました。ヨーロッパをキリスト教世界として規定できた時代においては、宗教的なアイデンティティをあらためて問う必要などなかったのです。しかし今や、EU全体で、およそ3千万人のイスラーム教徒がいると言われていきます。各国で宗教・信仰のチェックをしているわけではありませんので、正確な数字はわかりません。4月にドイツに行ったとき、外務省も訪ねたので、そこでイスラーム関係の専門家に、ドイツのイスラーム教徒人口、EUのイスラーム教徒人口について尋ねてみましたが、やはり正確なところはわからないとのことでした。宗教人口を把握することは確かにどの世界においても難しいのですが、EU内において、イスラーム教徒がもはや単なるマイノリティでないことは確かです。

その具体例として、フランス、イギリス、スペインを取り上げ、それからドイツの状況について話したいと思います。宗教政策の特徴を考えると、いろいろなポイントがありますが、ここでは政教分離と宗教教育を基準にしてそれぞれの国の状況を紹介します。

1) フランスの場合

フランスは長い間、カトリックの伝統の中で国家形成をしてきました。ところがフランス革命以降、「ライシテ」という非宗教の原則が、フランスの特徴の一つになっています。フランス憲法第2条に「フランスは不可分にして、非宗教的、民主的、社会的な共和国である」とうたっています。この条文が、公共の場所において宗教をなるべく排除しようとする根拠になっています。最近フランスでは、公立学校においてイスラーム教徒の女子生徒がヒジャーブを着用してよいかどうか、という議論がありました。ヒジャーブとは、イスラーム教徒の女性が頭にかぶるスカーフのことです。去年から今年にかけてフランスで、このことは大きな議論になっていますが、実はその議論は、この一、二年の話ではなく、十年ほど前から繰り返し現れています。そして今年になって、「公立学校においてヒジャーブを着用することはライシテの原則に反するのでだめだ」という結論に至ったのです。ただし、単に「ヒジャーブの着用はだめだ」とすると、イスラーム教徒だけを禁止の対象としているかのように受け取られ、宗教差別だという声が出てくるに違いありません。そうした点も考慮されて、最終的な決定では「公立学校では、目立った宗教的なシンボルを着用してはいけません」とされました。「目立った」という点が一つのポイントです。この規定に従えば、イスラーム教徒のヒジャーブはもとより、ユダヤ教がかぶるキッパという小さな丸い帽子もだめです。キリスト教徒の場合、十字架のネックレスなどが考えられますが、小さいものは目立たないので大丈夫ですが、大きなものはだめ、ということになります。このように、決してイスラーム教徒を差別しているわけではないことを示しながら、結果的に「公立学校でヒジャーブを着用することを禁じる」と大統領自身がはっきりと宣言しました。この決定後も議論は簡単には収まらず、ヒジャーブの着用禁止をめぐる、フランス国内のイスラーム団体が

何回も大規模なデモをしています。「ヒジャーブの禁止は我々の信教の自由を侵害することだ」という主張がそこではなされています。

さて、フランスの宗教教育はどうなっているのでしょうか。ライシテの原則に従って、公立学校での宗教教育は存在しません。ところが、近年、宗教に関する知識を学ぶことの必要性が徐々に高まっています。フランスも他のヨーロッパの国々と同様、カルト宗教が社会問題になってきており、それに対する対策が求められているのです。日本では、オウム真理教が社会に大きなインパクトを与えましたが、フランスでも、オウムほどではないにしても、様々なカルト宗教が社会に不安を与え、とりわけ若者に対する影響が危惧されています。宗教についての知識がないと簡単に騙されてしまうのです。「ちょっといい話がある」と誘って、徐々に引きずり込んでいくという手法は、基本的に、どの国でも同じです。そうしたときにも、宗教の知識があれば、「これはおかしい」と途中で気づき、抜け出すこともできるのですが、宗教の知識がないために、ずるずる引きずり込まれる例が絶えません。カルト宗教の被害者が、フランスでもたくさん出てきています。そのような状況を見据えて、フランス政府はライシテの原則を維持しながらも、公教育の中で一定の宗教教育ができるように模索しているところです。

2) イギリスの場合

イギリスの場合、英国国教会 (Church of England, Anglican Church) が国教ですから、厳密には政教分離が実施されているとは言えません。しかし、社会全体としては、政治と宗教の領域は区別されています。そして、もう一つ特徴的なのは、イギリスは国教会制度を維持しながらも、EUの中で、もっとも先進的に宗教的な多様性に向き合っている国の一つだということです。それは宗教教育において明瞭に見ることができます。

教育カリキュラム上の大きな変更が今年4月に発表されました。Qualifications and Curriculum Authority (QCA) という授業カリキュラムを決める組織がイギリスにはあります。日本の文部科学省に近いものです。そのQCAが4月に宗教教育に関する新しいガイドラインを作成しました。ガイドラインですから絶対的な強制力はないのですが、おおむね、このガイドラインに沿って教育がなされていくことになります。QCAが提示した内容は、宗教多元化社会にふさわしい宗教教育を目指そうとする熱意にあふれています。

QCAのガイドラインは、義務教育を通して、子どもがまずキリスト教を学ぶように指導しています。そして、キリスト教だけではなく、5歳から7歳にかけてキリスト教以外の宗教をもう一つ学び、7歳から11歳にかけて、さらに二つ学びます。そして14歳までに、さらにあと二つの宗教を勉強するよう指示しています。結果的に合計六つの宗教を学ぶこととなります。イギリスにおける六つの主要宗教、すなわち、キリスト教、仏教、ヒンズー教、イスラーム、ユダヤ教、シーク教を義務教育の間に学びなさいという指示がQCAから出されています。そして、できればこれに加えてマイノリティの宗教も学びなさい、と指示しているので、かなり徹底したガイドラインであることがわかります。宗教教育というと宗教学の講義を聴くようなイメージを持ちがちですが、何と言っても、相手は子どもです。他の宗教の人たちがどんなお祭りを行っているか、どんな礼拝の仕方を行っているかを実際に見てみよう、友だちの話を聞いてみようということから始まるのです。子どもの頃から異なる宗教に触れ、実際に生活を通じて体験することによって、偏見を持たないようにしていくのです。このような教育を幼い頃からやるべきだ、というのがイギリスの基本姿勢です。

3) スペインの場合

スペインには、今年、大きな変化がありました。

イラク戦争に対するスペインの態度が大きく変わりました。前政権であるアズナール政権の頃はアメリカ寄りのスタンスを取り、イラクに積極的に派兵していました。ラムズフェルド国防長官の言葉を借りれば、スペインはまさに「新しいヨーロッパ」に属していたのです。ところが、テロなどいくつかの事件をきっかけとして、新しい政権、社会主義政権が誕生しました。スペインはイタリアと並んで、代表的なカトリック国ですが、前のアズナール政権はカトリック寄りの政権で、近いうちに、公立学校に半ば義務的な形で宗教教育を導入するという方針さえ定めていました。ところが、新しい政権は、カトリック主導の宗教教育のプランを白紙に戻しました。より世俗主義的な方針を打ち出してきたのです。しかし、それでは約束が違うということで、目下、カトリック教会は現在の政権を痛烈に批判しています。宗教教育をめぐる方向転換だけでなく、これまでカトリックに対して行ってきた税制上の優遇措置を他の宗教にも拡大しようとしています。イスラームに対しても優遇措置を行うことに対し、カトリック教会は反発を強めています。「711年のムーア人のスペイン侵略の時代に戻れというのか」「中世に戻れというのか」といった具合に、カトリック教会を特別扱いしない現政権に対し、カトリック教会は強い抗議のメッセージを発しています。

フランス、イギリス、スペインの状況を一瞥するだけでも、ヨーロッパにおける宗教政策の多様性や流動性がわかると思います。いずれの国も宗教多元的状况に直面しているのですが、フランスのように厳格な政教分離を尊重する国もあれば、イギリスのように宗教教育をきちんとやることによって、その問題を解決していこうとする国もあります。またスペインのように、宗教と国家の伝統的な関係が変化していく中で、宗教多元的状况の問題性が一気に噴出しているような国もあるのです。以上のような事情を踏まえた上で、次にドイツの状況をイスラームに

焦点を当てて紹介したいと思います。

IV. ドイツにおけるイスラームとの対話

1) ドイツの宗教事情

まず統計的なことを紹介します。ドイツの人口は8,260万人で、その内の730万人、全人口の約9%が移民です。非常に移民が多い国ですが、これは、ある意味で将来の日本の姿を暗示しているかもしれません。ドイツは日本に先んじて少子高齢化を迎えた国ですが、労働力を賄うために1960年代以降、外国からたくさんの移民を受け入れてきました。また、宗教に関して言うと、5,500万人、つまり、全人口の約3分の2がクリスチャンです。カトリックとプロテスタントはほぼ半々を占めています。そして、カトリックでもプロテスタントでもない少数派のクリスチャンが約200万人います。また、イスラーム教徒は320万人いると言われていています。320万人のうち80%がトルコからの移民です。イスラーム教徒の大半がトルコ人であるというのが、ドイツにおけるイスラームの状況をめぐる一つの特徴であると言えるでしょう。それは偶然そうだったのではなく、1960年代以降の移民政策の結果なのです。

2) イスラームをめぐる変化

キリスト教には、カトリックの「ドイツ司教会議」やプロテスタントの「ドイツ福音主義教会」のような代表団体・包括団体が存在していますが、イスラームにはそれに対応するような包括団体はありません。しかし、知名度の高い組織はいくつかあります。一つは宗教団体トルコ・イスラーム連合 (DİDİB) です。これは、イスラーム関係では一番大きな団体で、主としてトルコ移民を対象としています。また、いくつかの団体が合同してできた組織が二つあります。1986年にドイツ・イスラーム評議会が、1994年にドイツ・イスラーム中央評議会が結成されています。少数派としてドイツ・アレウィ派連合があります。アレウィ派はトルコの移民の中で

は少数派で、シーア派の人たちのグループです。トルコから来ている人たちはほとんどスンニ派なので、ドイツのイスラーム教徒も大半がスンニ派ということになります。これらの組織は、どれも単独では全体の3分の1にも及びません。つまり、ドイツのイスラーム教徒を包括できる組織は事実上一つも存在しないということになります。このことが、後で触れるように、宗教教育との関係で問題になってきます。そもそもイスラームの場合、ある特定のモスクに帰属したり、組織を作ったりしないのが日常的な姿であり、この点で、キリスト教とは大きく異なるのです。

私が学生時代、ドイツのことを学んでいた頃には、ガストアルバイターという言葉をよく聞きました。ガストアルバイターとは外国人労働者のことですが、ガスト(Gast)、つまり「お客さん」として、たまたまドイツにいる労働者というイメージがそこにはありました。しかし、トルコ移民に関して言えば、今や2世、3世の時代です。つまり、ドイツで生まれ、ドイツで育っているわけですから、もはやお客さんではありません。自分たちの家族を持ち、生活を営み、孫までいるようなトルコ人たちのことを考えるとき、ガストアルバイターという言葉が似つかわしくなくなってきています。それでも、トルコ人たちはドイツ社会の中ではガストアルバイターのイメージでとらえられることが多かったのです。外国人労働者の増加が、ドイツの失業率の上昇に影響を与えているのではないか、という議論も繰り返されてきました。

ところが、9・11以降、そのイメージに変化が生じてきました。トルコ人たちはガストアルバイターとしてではなく、むしろイスラーム教徒として見られるようになってきました。イスラーム教徒としてのトルコ人がドイツ社会に対し危害を与えないか、あるいは、ドイツ社会にきちんと統合されていくのか、頻繁に問われるようになりました。かつてはそれほど意識されなかった、トルコ人の宗教的アイ

デンティティが、9・11以降のドイツ社会の中で、クローズアップされてきているのです。

そして、興味深いことに、トルコ人自身の自己理解にも変化が見られます。おそらく、どの国においても見られることですが、1世や2世は自分たちが移り住んだ社会に何とか溶け込んでいこうとする意識が強いので、自分たちがイスラーム教徒であるといった宗教的アイデンティティをなるべく消そうとします。ところが、3世くらいになると逆の現象が起こり始めます。すなわち、自分たちのルーツを意識し、民族的・宗教的アイデンティティに目覚めてくるのです。今、このことがヨーロッパの各地で現象化しています。自分たちのルーツに目覚めたイスラームの若者たちが、それを認めようとしないうヨーロッパ社会に対し強い不満をぶつけるのです。そのようなときに原理主義的な考えや運動に出会ってしまうと、あっという間に、そこに吸収されてしまうこととなります。

私が4月にドイツに行った際、ショックを受けながら聞いた話の一つがありました。9・11以降、オープン・モスクにくる人たちの数が激減したというのです。毎年、決まったシーズンに、一般市民をモスクに招いて、郷土料理などを提供しながら、イスラームの文化を知ってもらおうというオープン・モスクが催されてきました。これまでは、たくさんの地域の人々がやってきて、よい交わりの機会となっていました。ところが9・11以降、オープン・モスクに人がほとんど来なくなったというのです。イスラームという宗教に対し、一般のドイツ人が警戒心を持つようになった結果だと言えるでしょう。9・11はアメリカだけでなく、ドイツにも深い影を落としていることを実感させられました。

3) 政教分離

ドイツは他のヨーロッパ諸国と同じように世俗国家ですが、隣国のフランスとは対照的に、ドイツでは教会と国家が密接な関係にあります。その例を

いくつか挙げてみましょう。一つは教会税です。住民登録するときにカトリックかプロテスタントであることが申告されると、それに応じて教会税が納められることとなります。所得税のおおむね8%が教会税として天引きされます。教会税をめぐっては、その税率をもっと下げるべきだ、といった議論もたびたびなされてきました。教会税の税率は、州によって若干異なります。

もう一つドイツ的な習慣として閉店法を挙げることができます。ドイツでは、原則的に日曜日には、お店が閉まっています。日本社会では、24時間開いているコンビニの存在はごく普通の光景ですが、ドイツにはそのような店はありません。しかし、閉店法の緩和をめぐって、これまでも議論が重ねられてきています。一昨年から、ドイツの大手デパートの一つ「カウフホーフ」が日曜日の営業時間を延長するよう、政府に要求していました。消費者へのサービスという点だけでなく、EUの中での競争力の強化という意味もあって、営業時間の延長が懇願されていました。ところが、今年の6月9日、最高裁によってカウフホーフの要求は棄却されました。週日および土曜日の営業時間を午前6時から午後8時までとし、日曜日はほとんどの商店の営業を認めない、という閉店法の原則が再度確認されたこととなります。もちろん空港や駅のお店など、一部の例外は認められています。一昔前は土曜日にも2時あるいは4時でお店が閉まっていた。それを考えると、少しずつではありますが閉店法も変化していることがわかります。カウフホーフの要求は労働時間延長の問題が関係してきますので、労働組合からの反対がありました。興味深いことに、労働組合の反対運動を支援していたのが教会なのです。教会は「日曜日は安息日であり、最高裁はよい判断を下した」として、最高裁の決定に全面的な賛意を示しています。教会にとって安息日を守ることは、労働者保護という人道的目的以上に、宗教的な意味を持っています。そうしたキ

リスト教の考え方は社会的にも共有されており、国家からも認められている点は、ドイツならではの、教会と国家の結びつきの一例だと言えるでしょう。

4) ドイツ基本法の関連条文

ドイツにおける宗教教育を考えるためには、ドイツ基本法の関連条文を理解しておく必要があります。ドイツ基本法は、もともと憲法ではありませんでした。東西ドイツが分裂したとき、将来憲法を作るまでの暫定的な措置として基本法が定められました。しかし、東西ドイツの統一後、実質的に、ドイツ基本法が憲法に準ずる役割を果たしています。

信教の自由に関して次の条文があります。

第4条

1. 信仰および良心の自由、宗教および世界観の信念の自由は不可侵である。
2. 宗教的行為を妨げられないことは保障される。

わかりやすく言うなら、宗教的行為は保障されるということです。政教分離の原則に立ちながらも、この点は、フランスと異なります。フランスでは、ヒジャーブを着用するという宗教的行為は、ライシテの原則に従って禁止されます。しかしドイツの場合は、第4条第2項のゆえに、生徒がヒジャーブをかぶって学校に行っても問題はありません。ユダヤ人がキッパをかぶって学校に行ってもかまいません。ただドイツで最近問題になったのは、生徒ではなく先生のケースです。イスラーム教徒の先生がヒジャーブをかぶって学校で授業することはだめだという判決が出ました。政教分離のあり方に関して、ドイツは、「非宗教的」であることを原則にするフランス型より、宗教的行為を保障するアメリカ型の政教分離に近いと言えるでしょう。宗教教育については、基本法の第7条第3項に定められています。

第7条

3. 宗教に関係のない学校を除いて、公立学校においては、宗教教育は正規の科目である。宗教教育は、国の監督権に関係なく、宗教共同体の基本理念と一致して行われる。いかなる教師にも、その意思に反して、宗教教育を行う義務を負わせてはならない。

この条文からわかるように、公立学校では宗教を教えなければなりません。「宗教教育は国の監督権に関係なく、宗教共同体の基本理念と一致して行われる」という表現の中の「宗教共同体」とは、具体的には、カトリック教会やプロテスタント教会のことです。教会が、国と関係なく責任を持って宗教教育の中身を考え、実行しなさい、と定められています。ところが、条文中の「宗教共同体」は、文字通りに解釈するなら、カトリックやプロテスタントなどの教会に限定されておらず、他の宗教の共同体にも適用することができるはずですが、今、イスラーム教徒が第7条第3項に基づいて「自分たちの子どものために宗教教育を行う責任が国にはあるのではないか」と主張し、いくつかの州で具体的な取り組みが進んでいます。ドイツ基本法が制定されたときには、公立学校でのイスラーム教育のことはまったく想定されていませんでした。しかし、時代の変化の中で、第7条第3項の「宗教教育」や「宗教共同体」が別の意味を持つようになってきたのです。

5) 宗教教育

宗教教育の見直しは、ドイツ国内におけるイスラーム教徒の数の多さに関係しています。ドイツには、70～80万人のイスラーム教徒の子どもたちがいると言われています。親からすれば、子どもたちにイスラームの教えを学び、身につけてほしいと願うのは当然のことです。しかし、イスラーム教徒の家庭は共働きが多く、家庭においてイスラームを教えるというのは実際上困難です。それゆえに、家

庭では十分にできないイスラーム教育を学校でやってほしい、という要求が出てくるのです。

ドイツでは、プロテスタントとカトリックの宗教教育が伝統的になされてきており、その責任を負う「宗教共同体」も存在します。つまり、宗教教育を実施するためには、第一に、それに対して責任を負うことのできる「宗教共同体」が必要です。第二に、教師は大学での専門教育を受けている必要があります。プロテスタントとカトリックでは、各大学の神学部で専門的な教育を受けて、教師の資格を得ることができますが、イスラームの場合はどうかか問われています。第三に、誰が授業に出るのかを明確にする必要があります。一つの宗教の中にも様々な教派や考え方があるので、誰が対象者になるのかを明確にしなければなりません。先に、イスラーム教徒全体を包括できるような団体が存在していないという指摘をしました。これは宗教教育の責任を負える「宗教共同体」が存在していないということの意味です。公立学校におけるイスラーム教育が簡単には進まない要因の一つが、ここにあります。しかし、そのような問題を少しずつクリアしながら、プレーメン州、ハンブルク州、ブランデンブルク州などでは、イスラーム教育がすでに正規の授業として公立学校で実施されています。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の教育省では、1979年からイスラームを射程に入れた宗教教育のカリキュラムづくりがなされていると聞きました。その教育省で、実際のカリキュラムや模擬授業を見せてもらいましたが、実によくできていました。ドイツの教育システムは州ごとに異なりますので、イスラーム教育に関しても、その取り組みには差があります。おおざっぱに言えば、北部の州は積極的で、バイエルン州など南部の方はまだまだ保守的であると言えます。バイエルンでは、イスラームの女子生徒がヒジャブをかぶって学校に行くと、「あいつは原理主義者だ」と言われるような雰囲気があるそうです。

V. 日本における課題—ドイツ(EU)から何を学ぶか

最後に、EUやドイツにおける現状や課題から、私たちが何を、どのように受けとめていったらよいのかを5点に分けて提案してみたいと思います。

1) 政教分離をめぐる議論

首相の靖国参拝の問題は日本の中で繰り返し問題になっているだけでなく、中国や韓国も、この件については常に神経をとがらせています。日本にとって政教分離とは何なのでしょう。政治家ですら十分に理解していないと思います。日本の憲法はアメリカの影響を強く受けていますから、日本の政教分離はアメリカの政教分離に近いと考える人もいますが、実際にはかなり違います。多くの人は政教分離というと、「非宗教」を原則とするフランス型をイメージしていると思いますが、政教分離のあり方が、かなり多様であることはEUの例からもおわかりいただけるでしょう。アメリカ型、フランス型、ドイツ型、それぞれに特徴があり、時代状況の変化に応じて解釈の幅があります。日本でも、多様な政教分離のあり方を踏まえた上で、東アジアを含む国際社会にきちんと説明できる政教分離のあり方を模索していくべきでしょう。

2) 教育基本法の改正

教育基本法の改正に関して問題になっていることが二つあります。一つは愛国心をどう表現するか、もう一つは宗教教育をいかに導入するか、です。この議論は残念なことに自民党と公明党の間でやっているだけで、野党はほとんど議論に参加していません。この状況はお粗末と言わざるを得ません。公明党は宗教教育を簡単に導入してはいけないと抑制的な言い方をしますが、宗教教育は何かについて、一般の国民には、ほとんど何も伝わっていません。ヨーロッパの例からもわかるように、一言で宗教教育と言っても、国によって内

容はずいぶん違います。イギリスのように幼少期からの宗教教育を徹底するような例もあれば、ドイツのように伝統を踏まえながら、現実に合わせて調整を着実に進めている例もありますし、フランスのように宗教とクールな距離感を保っている例もあります。教育基本法に宗教教育を書き加えるとすれば、その内容は一体何なのか、という議論や説明は、今のところほとんどなされていません。そうした説明なしに、宗教教育をどのように表現するかを、自民党と公明党の間だけでやり取りしているという状況は決して誉められたものではありませんし、民主党をはじめ野党は、もっと責任を自覚すべきであると思います。

3) 外国人労働者の問題

日本は、ドイツと同じように、少子高齢化社会に向かっています。今の経済水準を維持するためには、将来、たくさんの外国人労働者が必要になると言われています。今でも都会ではかなりの数の外国人労働者がいますが、彼ら・彼女らの文化的なアイデンティティ、宗教的なアイデンティティは、ほとんど配慮されていないと思います。しかし、単なる労働力としてだけでなく、尊厳ある人間として付き合っていくためには、アイデンティティをどのように尊重していくことができるのかを、丁寧に考えていく必要があります。

4) 自衛隊海外派遣

ドイツの国防省は今年1月「トランスフォーメーション・プラン」を発表しました。ドイツ連邦軍の位置づけが大きく変わろうとしています。これまではホームランド・セキュリティ、つまり祖国防衛という目的をドイツ連邦軍は担っていました。ある意味で、日本の自衛隊と似た性格を持っています。ところが、冷戦が終わって、東西の緊張がなくなってからは、祖国防衛という危機感是非常に小さくなりました。現在、EUの中でドイツを直接攻撃するお

そのある国はありませんから、祖国防衛のための軍隊は不要ということになります。つまり、こうした状況を踏まえて「トランスフォーメーション・プラン」は、ドイツ連邦軍の目的を祖国防衛から、海外における紛争解決へとシフトさせようとしているのです。人道的支援のための部隊へと大きく編成し直すというのが、このプランの骨子です。たとえば、CIMICという部隊の第100大隊には、世界の言語、宗教についての専門知識を持った人たちが配属されています。紛争地に行ったとき、現地の言葉をしゃべり、現地の文化や宗教を理解して、人道的な支援を行うことができる部隊が配属されているのです。また、ドイツ連邦軍はNATOの中に位置づけられており、単独で国外に出て行くことはありません。日本の自衛隊が海外へ派遣されたとき、韓国、中国など近隣諸国が、それに対し危機感を表明することがあります。近隣諸国との信頼関係がなければ、いくら海外派遣の目的が人道的支援といっても、十分な説得力を持たない場合があります。

5) アメリカ的価値以外の思考軸の形成

戦後の日米安保の歴史の中で、私たちの価値観は、意識する、しないにかかわらず、アメリカ的な価値観から大きな影響を受けています。しかし今日の世界の問題や世界の平和を考えると、アメリカ型の価値観だけでなく、それとは違うものの考え方を、私たちの思考軸の中に入れていく必要があると思います。民主主義や自由を、私たちは世界共通の普遍的な価値として語りがちですが、それは万国共通の普遍概念ではあり得ません。民主主義や自由という言葉が、日本で語られるとき、ヨーロッパで語られるとき、アメリカで語られるとき、イラクで語られるとき、それぞれの意味内容や目指している方向は異なります。私たちは、もっぱらアメリカ的な思考の枠組みで民主主義や自由を考えてきたのではないのでしょうか。戦後の日本

社会は、アメリカ的価値から多くのものを学んできましたから、それは意味のあることです。しかし、民主主義や自由のあり方はもっと幅のあるものですし、アメリカ的な理解の仕方以外にも意識を向けることは、結果的に、流動化する国際社会の中で日本社会の成熟度を増していくことにつながるはずで、その意味でも、EUの数々のチャレンジングな取り組みは、学ぶべき点を多く示唆してくれるように思います。

言語に関して言うと、日本では英語教育が他の言語に対し、排他的と言えるほどに強調される傾向にあります。英語をしっかりと学ぶことが大事なことは言うまでもありません。しかし、もう少しよく考える必要があります。EUのホームページを見ると各国の言語を大切にしていることがわかります。多言語主義がEUの基本姿勢です。自分たちの言語や他国の言語、少数言語を大事にしていこうという教育プログラムがEUでは充実しています。言語は文化と不可分の関係にあります。英語文化圏以外の価値観にも目を開かれていった方が、価値の多様性に対して柔軟かつタフな社会を作っていくのではないかと私は思います。また、アメリカとヨーロッパの亀裂が深まっている中で、日本は両者を仲介するくらいの外交意欲を持つべきだと思います。